

第30号議案

京都地方税機構広域連合長の報酬の特例に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件

京都地方税機構の設立（平成21年8月5日付け総行市第154号総務大臣許可）に伴い、京都地方税機構広域連合長の報酬の特例に関する条例を制定する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成21年8月19日別記のとおり京都地方税機構広域連合長の報酬の特例に関する条例の制定を専決処分し、同日付けで公布したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

別記

京都地方税機構条例第16号

京都地方税機構広域連合長の報酬の特例に関する条例

広域連合長の報酬は、京都地方税機構報酬及び費用弁償条例（平成21年京都地方税機構条例第13号）第2条第1号の規定にかかわらず、当分の間、これを支給しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。